死亡届の基礎知識②

2025 年 4 月 10 日号

2024 年６月に政府関係省庁横断で発出された「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」において、今後の課題として、高齢者等終身サポート事業者が戸籍法第 87 条第１項第３号の家屋管理人等として死亡届の届出資格者に含まれるかどうか検討されています。

前回は、どんな人が死亡届の届出人になれるのかということをご説明いたしました。これまではほとんど、届出義務者である「同居の親族」「その他の同居人」、または、一人暮らしの方であれば届出権利者である「同居の親族以外の親族」が、届出人の欄に氏名・住所・本籍地・関係を記載して、葬儀社の職員が使者として市区町村役場に持ち込むという方法で、死亡届提出と引換えに火葬埋葬許可証を取得していました。

しかし近年、頼れる家族がいない状況で亡くなる方が急増しており、上記の類型で死亡届を提出することが困難になる事例が増えてきています。一人暮らしで親族がいない、または親族と疎遠になっている場合が増えてきていることが背景にあります。

そうであっても、死亡する場所が賃貸住宅、病院、老人ホーム等高齢者施設であれば、制度上死亡届の届出人がいないという事態は避けられるはずです。賃貸住宅なら大家さんが、病院であれば病院長が、老人ホーム等高齢者施設なら施設長が「家屋管理人」という立場で死亡届の義務者となるはずです。ただし、これらについても届出人となることを拒否されるケースもありますが、それはまた別の問題として次回ご説明いたします。

持ち家に一人暮らしで、親族とも疎遠になっており、成年後見制度も利用していない方が自宅で亡くなった場合、同居人もいない、協力してくれる親族もいない、家屋管理人もいない、後見人等もいないということになり、死亡届の届出資格者（義務者または権利者）に該当する人がいない状況となります。この場合、たとえ死後の事務について葬儀・納骨等祭祀主宰者の依頼をしている先があったとしても、死後事務の受託をしているだけでは戸籍法上の死亡届の届出資格者にはなり得ないので、死亡届の届出事務が進められないという事態が問題になっていました。

令和元年５月の戸籍法一部改正において、死亡届の届出資格者（権利者、戸籍法第 87 条第２項）に、従来の成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人に任意後見受任者が加えられました。当時の法制審議会において、家族に頼れない一人暮らしの方の死亡届の届出人がいない問題から、任意後見受任者と死後事務受任者を死亡届の届出資格者に加えるかどうかが検討されましたが、この時点では、任意後見受任者だけが届出資格者（権利者）に加えられて、死後事務受任者の追加は見送られた経緯があります。再び議論にのぼったこの問題、家族のあり方の変化に合わせてどのように処理されるのでしょうか。

つづく